



令和8年 10 月 2 日

海 事 局 内 航 課

東海汽船株式会社に対する船舶の使用停止命令について

～海上運送法第 17 条に基づく行政処分～

国土交通省関東運輸局が、令和8年1月以降、東海汽船株式会社及び同社所有船舶に対し、海上運送法第 25 条第1項に基づく検査を実施したところ、同社が海上運送法に基づき定めた安全管理規程を遵守していない等、海上運送法に違反する事実を確認しました。

このため、関東運輸局長が同社に対し、以下のとおり海上運送法第 17 条の規定に基づく船舶の使用停止命令を発出するとともに、命令書を交付します。

1. 処分対象事業者

事業者の名称：東海汽船株式会社

本 社 の 位 置：東京都港区海岸一丁目 16 番 1 号

代 表 者 名：代表取締役社長 山崎 潤一

2. 発出日時及び場所

日時：令和8年 10 月 2 日（金） 14 時（予定）

場所：国土交通省関東運輸局 16 階会議室（神奈川県横浜市中区北仲通 5-57）

3. 詳細は別添参照

<問合せ先>

海事局 内航課 勝山、渡邊

TEL: 03-5253-8111 (内線 43-402、43-422)、03-5253-8627 (直通)